

木造住宅耐震補強助成事業補助金申請の手引き(補強計画・補強工事一体型)

1. 対象

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造住宅(賃貸住宅を含む)で、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく耐震診断の総合評点が 1.0 未満(倒壊の可能性のある)のものを 1.0 以上(一応倒壊しない)に補強する工事に対し工事費用を補助します。

*ただし、評点が 0.3 以上向上することが必要です。

2. 補助金額

耐震診断・補強工事 1 棟 最大 100 万円が上限(耐震改修工事に要する費用の 8/10 以内)

65 歳以上の高齢者のみが居住する世帯、または障害のある方が居住する世帯等については、最大 120 万円。

3. 補助金申請時に提出するもの(補強計画策定を行う前)

・必ず必要なもの

- ①補助金交付申請書(第 1 号様式)
- ②耐震計画費用及び耐震改修工事費用の見積書の写し
- ③位置図
- ④住宅の平面図、配置図
- ⑤耐震補強計算書(補強前)
- ⑥建築物の平面図(補強前)
- ⑦昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築したことを証する書類の写し

(家屋登記簿謄本、固定資産税税台帳登録証明書(家屋)など)

*上記の書類で補助金交付申請者と所有者が一致していること。住宅の補助金交付申請者と所有者が異なる場合、又は共有名義の場合でも所有者との関係を示す書類などの添付により、申請できる場合があります。

- ⑧診断者、設計者の耐震診断補強相談士カードの写し

・高齢者等割増の制度を利用する場合

- ⑨家族構成報告書
- ⑩高齢者等であることを証明するもの

○高齢者世帯の場合

・世帯全員の住民票の写し

○障害のある方等の場合

・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保険福祉手帳などの写し

*居住者の申請の場合は住民票及び所有者の承諾書等(書式は任意)を添付。

4. 実績報告時に提出するもの(工事を行った後)

- ①実績報告書(第7号様式)
- ②契約書の写し(注文書と請書の両方を提出した場合契約書と同等とみなします)
- ③領収書の写し(補助金額以上の領収を行っている場合に限り、その領収書と残金の請求書でも可)
- ④耐震診断結果報告書(別紙2)
- ⑤耐震補強計算書(補強後)
- ⑥建築物の平面図(補強後)
- ⑦施工前、施行中(筋交い、金物が確認できること)、完了時の写真
- ⑧補助金支払請求書(第9号様式)
- ⑨補強計画作成者の静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し。
(工事監理者が申請時の診断者、設計者以外の場合は工事監理者の耐震診断補強相談士カードの写し)

5. 所得税および固定資産税の減額証明について

本事業により補助金を利用された方は所得税および固定資産税の減額を受けられる場合があります。市による証明を希望される方は各200円で発行いたします。

- ①所得税、固定資産税減額に係る証明
・住宅耐震改修証明申請書(両面印刷)

固定資産税の減額控除申請を沼津市資産税課に提出される際は、他に「耐震改修工事に係る固定資産税減額申告書」が必要です。その他沼津市資産税課が定める書類が必要です。

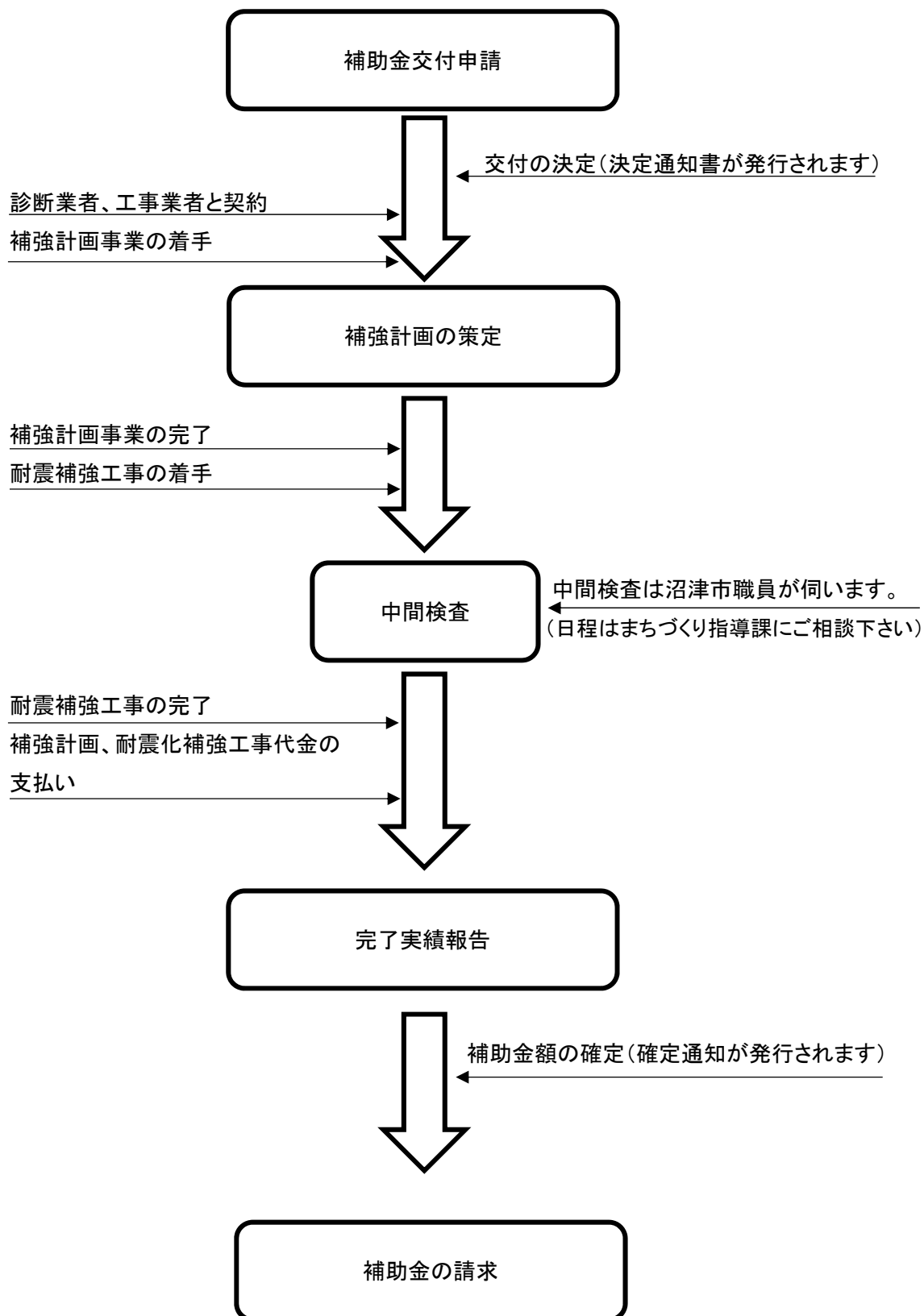
6. 注意事項

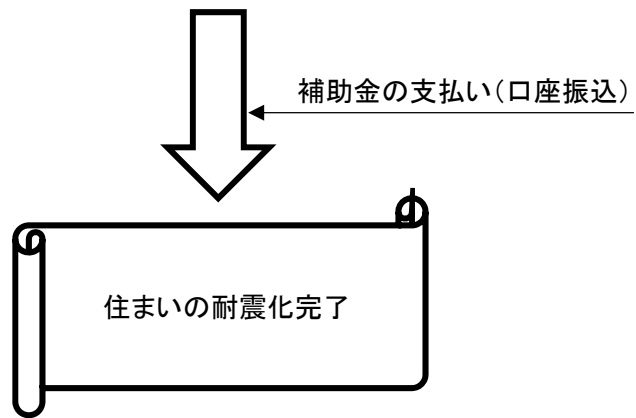
- ・事業着手後では補助金の交付はできませんので、必ず事業着手前に申請してください。
 - * 対象でない補強計画作成及び補強工事、また事後の補助金申請は受け付けられません。
- ・本事業は「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき診断書及び補強計画書などの結果報告が必要となります。
- ・補強計画は補強後の評点が1.0を超え、かつ耐震診断結果時の評点から0.3以上向上していることが条件です。
- ・施行方法に不備がある場合、補助金を交付できない可能性がありますのでご注意ください。
- ・施行確認のため、中間検査を実施します。
- ・実績報告時に、補強箇所全箇所の写真を添付していただきます。
- ・本事業において耐震診断、補強計画の作成、工事監理を行うには静岡県耐震診断補強相談士の登録が必要です。
- ・申請書類に押印する印は全て同一のものを使用してください。

予算の範囲内での事業となりますので、予算が終了次第受付終了となります。

申請の前にまちづくり指導課に相談してください。

○手続きフローチャート





* 本事業を利用して耐震補強工事を行った場合は、申告することにより所得税額及び固定資産税額の減額措置を受けられる場合があります。

問合せ 申請書提出先
沼津市 都市計画部 まちづくり指導課
景観指導係
TEL:055-934-4762
FAX:055-933-1412